

## コインパーキングを設置しています。

○福岡市では、市営住宅への来訪者が安心して駐車できるよう、空き駐車場を利用したコインパーキングの設置を進めています。

○設置するためには、いくつかの条件がありますが、希望される場合は、管理組合（自治会等）をつうじて、お問い合わせください。

### <コインパーキングが設置できる主な条件>

- ①住宅の駐車場に十分な空きがあること
- ②住宅の管理組合及び入居者が協力していただけること等



お問い合わせは 住宅管理課 財産活用担当へ ☎ **092-271-2551**

## 市営住宅駐車場の利用が一部変更になりました!

### 駐車場空き区画への場所変更ができるようになりました!

駐車場区画の変更は、障がいがある入居者に限り1回のみ変更できることとしていましたが、

平成28年9月から、**市営住宅駐車場の空き区画があれば、利用者の要件に関らず場所変更ができるようになりました。**

※一部対象外の駐車場があります。

ただし、2台目利用区画や管理上支障がある区画等は場所変更ができない場合があります。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先・申込窓口

市営住宅センター募集課駐車場係へ  
☎ **092-271-3538**

### 駐車場利用者の対象者が拡大されました!

市営住宅では原則、居住者以外の方の駐車場の利用はできませんが、

新たに**60歳以上の高齢者世帯**について、**介護や見守りのため親族等の方が駐車場を利用する**場合は、入居者が申込することができます。【月極】

※一部対象外の駐車場があります。

また、駐車場に空き区画が少ない住宅は利用できない場合があります。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。



# 市営住宅センターだより

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 092-271-0901 (業務課) <http://www.nicity.or.jp/> 発行日/平成29年6月15日

## 7月に収入申告書の提出をお願いします

市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入や家族構成に応じて決定されます。この収入を認定するため、**収入申告書を6月下旬から7月上旬にかけて送付します。**  
**収入申告書は、平成30年4月から平成31年3月までの家賃を決めるための大切な申請書類となりますので、必ず期限内(7月下旬)に提出してください。**

収入申告書の**提出がない場合、平成30年4月から最高額の家賃となります。**  
**申告の対象となる期間は平成28年1月1日から12月31日までです。**

収入申告書には、原則として所得証明書類等の添付が必要になります。**ただし、一定の条件を満たす方で、市営住宅センターの課税調査に同意していただいた場合は、所得証明書類の添付が不要になります。**

詳しくは、**収入申告書に同封されている「収入申告書の手引き」**をご参照ください。



### ・・・収入申告書に記載されている方について・・・

収入申告書には、市営住宅センターに入居・同居の届出をしている方及びその住宅に住民票をおいている方を記載しています。記載されている方のうち、転出や死亡が未届けの方は「住民票無」と、また、同居手続きが行われていない方などは「市住届無」(氏名は\*\*\*)と表記されています。

### ・・・必ずご連絡ください・・・

市営住宅センターへの、転入等の手続きを行わず市営住宅に居住している方が見受けられます。**入居者に異動(出生・転入・転出・死亡等)がある場合は、区役所への住民票変更手続きとは別に市営住宅センターに届け出る必要があります。**  
ただし、同居手続きには条件がありますので、至急お問い合わせください。  
**入居の要件を満たさない場合は、住宅の明け渡しを求められることとなりますのでご注意ください。**

### ・・・緊急連絡先について・・・

収入申告書には、安否に関わる緊急の通報があった場合に、市営住宅センターから確認を行えるように、緊急連絡先を記入する欄を設けております。  
**ご高齢の方や、単身でお住いの方などは、安否確認を迅速に行えるようにするため、市営住宅の緊急連絡先として同意いただける方がおられましたら、できるだけ記入をお願いします。**  
**なお、今回より、入居されている方以外の個人情報の流出リスクを極力減らす観点から、すでに記入していただいた方も記入欄に印字していません。これまで記入していただいた内容と変更がない方についても大変お手数ですがご記入をお願いします。**

【お詫びと訂正のお知らせ】

6月末にお送りいたします「収入申告書の手引き」の2ページにおいて、誤った記載があり、今からの修正が間に合いません。あらかじめお詫びするとともに、お知らせいたします。

(誤)「・既にご登録いただいている方は、修正や変更があれば、赤書きで修正してください。」

(正)「・これまでご記入いただいていた方も、お手数かけますが、改めてご記入をお願いします。」

お問い合わせは 業務課調査係へ ☎ **092-271-0901**

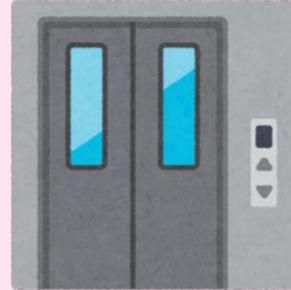
収入申告専用の回線 (6月23日~9月29日) ☎ **092-271-1022**

## 共益費は必ず納めましょう

共益費は、条例の定めにより入居者の皆さまが普段利用されている共用部分や共同施設の電気料金の支払い（敷地の管理・経費を含む）などにあてられており、入居者全員で負担していただくことになっています。共益費は管理組合（自治会など）が徴収し、自主的に運用することとなっており、不足すると皆さまの共同生活に支障がでますので、必ず納めてください。

### 共益費の用途

- 外灯、階段・廊下灯、給水ポンプ、エレベーターなどの電気料金
- 集会所などの共同施設の使用に要する費用（水道・電気・ガスなど）
- 共同施設や設備の修繕費用（市負担分を除く） など



◎福岡市では地域コミュニティ活動を支援しています。  
自治会活動への参加や協力についてもよろしくをお願いします。

お問い合わせは 業務課 管理支援係へ ☎ 092-271-3560

## 平成30年度から 市営住宅の管理のしくみが一部変わります

市営住宅では、管理業務の一部に民間の手法を導入し、入居者サービスのさらなる向上を図るため、平成30年4月から、下記の住宅及び業務を対象に、民間事業者による管理を開始します。

<住宅> 中央、南、城南区の市営住宅

<業務> 保守管理、緊急・小口修繕、駐車場管理

上記の住宅では、修繕依頼や駐車場利用等に関するお問い合わせ先が変更となるほか、駐車料を口座振替で支払われている方には、変更手続きをお願いすることになります。

変更内容や手続きの詳細につきましては、管理を行う民間事業者が決まり次第、あらためてお知らせいたします。（12月下旬の予定）

市営住宅の区域	業務	管理担当者
中央、南、城南区	保守管理（エレベーター・消防設備の点検など） 緊急・小口修繕（配管からの水漏れの修繕など） 駐車場管理（駐車場の契約・解約等各種手続きなど）	民間事業者 （公募により決定）
	上記以外の業務（入退去・同居者異動の手続き、家賃、適正入居指導など）	福岡市住宅供給公社
東、博多、早良、西区	管理全般	福岡市住宅供給公社

※中央、南、城南区の福岡市住宅供給公社による巡回管理点検は廃止となりますが、集会所で行う家賃減免申請の仮受付は、引き続き、福岡市住宅供給公社が行う予定です。

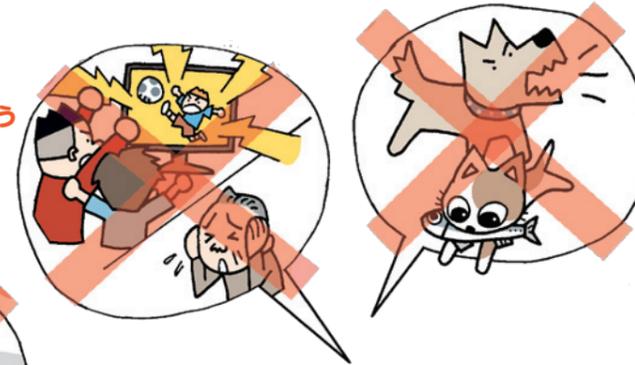
お問い合わせは 住宅管理課へ ☎ 092-271-2551

## ～快適にお住まいいただくために～

市営住宅は多くの方が共同で生活するところであることから、いろいろなルールがあります

次のような行為は、まわりの人に不快感をいだかせています

深夜や早朝などは  
大きな音を出さないよう  
お互いに気をつけましょう  
（集合住宅では生活音でも上下階や両隣などに響く場合があります。）



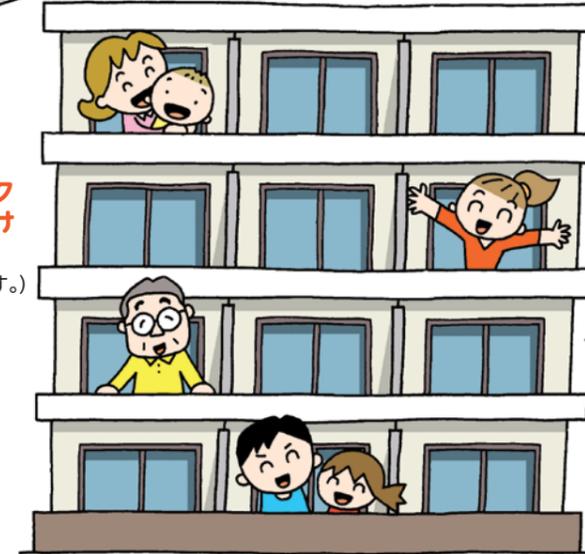
犬・猫・鳥等の飼育や餌付けを  
してはいけません  
（建物を傷めたり、他の入居者に鳴き声、においや抜け毛などで迷惑をかけることになります。）



通路・階段に物を置いては  
いけません  
（通路・階段に物を置くことは、緊急時に避難するうえで、支障をきたします。）



ごみの不法投棄、自転車やバイク  
等の放置、迷惑駐車をしてはいけ  
ません  
（緊急自動車などの通行の妨げになります。）



バルコニーは整理整頓しましょう  
（緊急時の避難経路になりますから  
ふさがないようにしましょう。）

住宅の転貸および改造は禁止されています

住宅の全部または  
一部を他人に転貸したり  
住宅を借りる権利を  
他の人に譲ったりする  
ことは一切禁止されて  
います。



市営住宅は、公共の  
建物ですから、住宅に  
改造を加えることはで  
きません。また工作物  
を設置することも認め  
られません。  
住宅は居住の用途以  
外に使用できません。



以上のように、他の入居者に迷惑や危害を加えたり、転貸や改造などの事実が分かった場合は、住宅を明け渡していただくことがありますので、十分注意してください。

お問い合わせは 業務課 指導係へ ☎ 092-271-2558  
業務課 適正管理係へ ☎ 092-271-2563